

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と目的

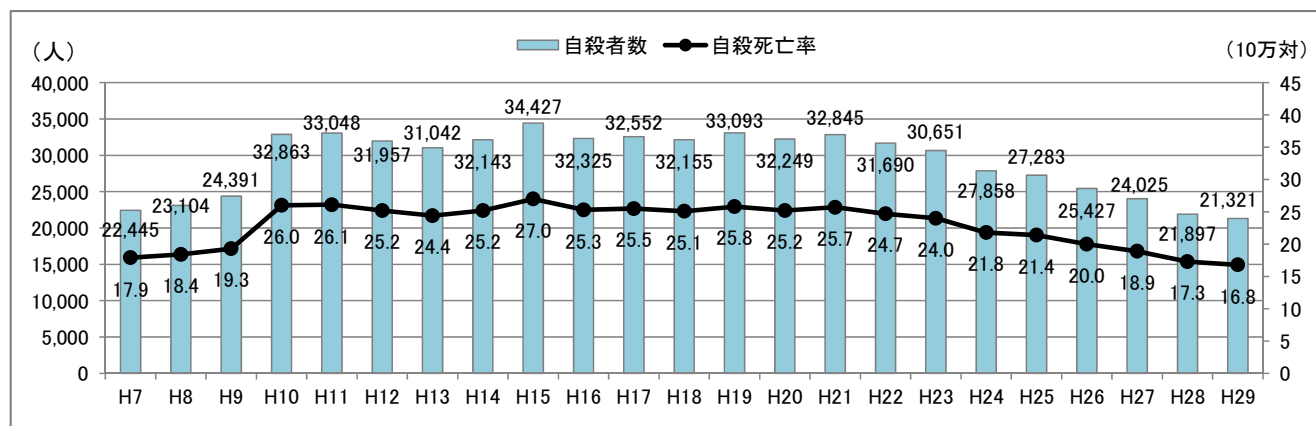
わが国の自殺者数は、平成10年に急増した後、年間3万人を超える高い水準で推移していました。それまで自殺は「個人の問題」と認識されることが多くありましたが、平成18年の自殺対策基本法\*施行、平成19年の自殺総合対策大綱\*の策定等により「社会の問題」として認識されるようになりました。その後、年間自殺者数は減少傾向となり、平成27年には平成10年以前の水準まで低下しています。しかし、世界の状況を見ると、わが国の自殺死亡率\*は主要先進7か国の中で最も高く、平成29年では自殺死亡率は16.8、自殺者数は21,321人と依然として年間2万人以上が自殺に追い込まれています。

そのような中、平成28年に改正された自殺対策基本法の基本理念において、自殺対策\*は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的\*な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければならないと明記されました。また、すべての都道府県・市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市では、加古川市総合計画\*において「いつまでも住み続けたい ウェルネス都市 加古川」を将来の都市像として掲げており、「ひと」「まち」「自然」が調和し、このまちに住む市民の誰もが、生きる喜びを感じることができる都市を目指しています。その取組の一環として、“こころの健康”という側面から、市役所内各部局及び関係機関で、こころの悩みを抱える市民に対し支援を行ってきました。また、庁内自殺対策連絡会開催を通じた支援者同士の連携や、ゲートキーパー\*研修会開催による支援者の育成、こころの健康づくりや相談窓口の普及啓発等、自殺対策事業を実施しています。

今後さらに自殺対策の推進を図るため、加古川市自殺対策に係る事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、市民や関係機関等との連携を図りながら、「生きることの包括的支援」を推進していきます。本市における自殺の実態を把握し、その特性に応じた“生きる”を支えるまち「かこがわー加古川市自殺対策計画ー」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない加古川市を目指します。

【全国の自殺者数及び自殺死亡率の推移】



資料：厚生労働省 自殺対策白書

※自殺死体が発見された日に基づく集計です。自殺死亡率の算出には、総務省統計局の推計人口または国勢調査による基準人口（いずれも10月1日現在）の総人口を用いています。

## 2 加古川市の自殺対策における基本理念

自殺は「その多くが追い込まれた末の死であること」、「自殺の非常事態はいまだ続いているということ」を認識し、自殺の総合対策として、「国や兵庫県との連携を図りつつ、PDCAサイクル\*を通じて推進することが重要であること」を認識したうえで、計画を推進していきます。

本市では、国の自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、基本理念を次のとおり定めます。

市民一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しあい、ともに支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない「生き生きと暮らす活気のあるまち」の実現

### 3 計画の位置付け

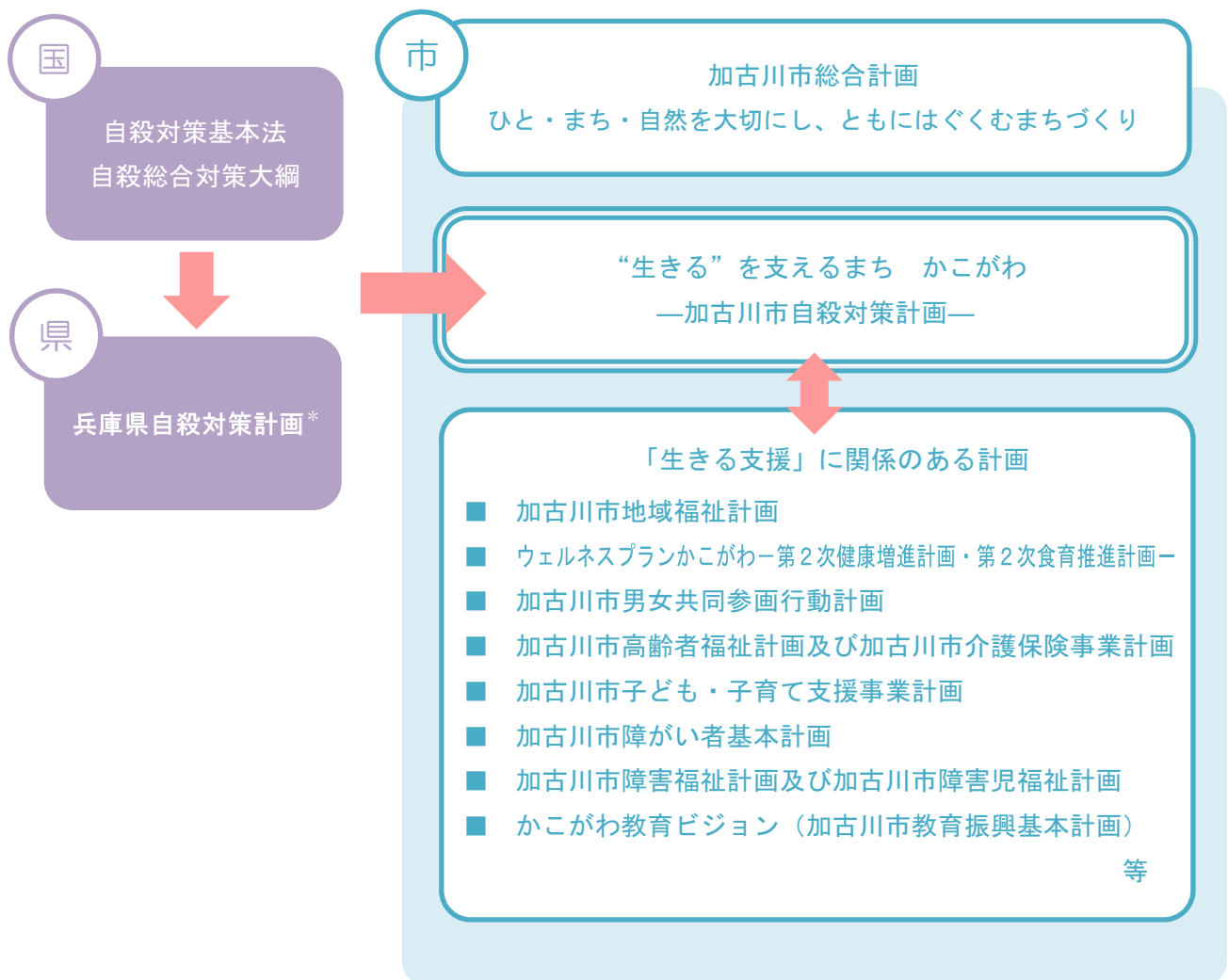
#### (1) 法令の根拠

平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に規定される「市町村自殺対策計画」として策定します。

自殺対策基本法 第13条第2項	市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。
--------------------	---

#### (2) 関連計画との関係

本計画は、中長期的な視点を持って継続的に実施していくものであり、国及び兵庫県の自殺対策計画を踏まえるとともに、加古川市総合計画を上位計画とし、「生きる支援」に関連する計画である「加古川市地域福祉計画」や「ウェルネスプランかこがわ」等との整合を図ります。



### (3) 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱が概ね5年を目安として改定されており、兵庫県自殺対策計画は10年間の計画ですが、概ね5年での見直しを行うとされています。国や兵庫県の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、本計画は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間の計画期間とします。

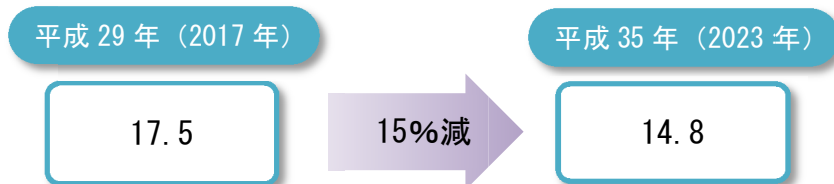
### (4) 計画の数値目標

平成35年（2023年）までに、平成29年（2017年）の自殺死亡率を15%以上減少させ14.8以下にすることを目指します。

#### 【目標の算出根拠】

国が自殺総合対策大綱において掲げている数値目標（平成38年（2026年）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させること）をもとに、本市においては以下のとおり算出しました。

本市の平成29年（2017年）の自殺死亡率は、17.5であることから、平成40年（2028年）の目標とする自殺死亡率は12.25以下（30%減少）となります。これらを踏まえ、自殺対策の取組による経年的な減少を見込み、本計画における目標年となる平成35年（2023年）の自殺死亡率は14.8以下（およそ15%減少）とします。



## 4 計画の策定体制と過程

### (1) 自殺対策連絡会議

本計画の策定に際しては、市役所内関係各課、オブザーバー、スーパーバイザー等幅広い関係者が参画した「自殺対策連絡会議」において、自殺対策の推進のために必要な事項について協議を行いました。

### (2) 「こころの健康づくりのためのアンケート調査」の実施

自殺対策では、誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連施策との有機的な連携を図ることが大切です。相談、人材育成、普及啓発、地域ネットワークの強化等について検討するために、こころの悩みやストレスを抱える市民に関わる機会のある人（以下、支援者という。）を対象に、現在の取組や課題を確認し、より良い支援につなげるための資料として、アンケート調査を実施しました。調査の実施概要は以下のとおりです。

調査名	こころの健康づくりのためのアンケート調査 ～自殺対策に関係する皆様へ～	
調査対象	行政機関・教育機関等	市役所内各部署、学校園、保育園、健康福祉事務所、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員*、フリースクール、学習塾、教育事務所等
	医療・福祉・労働機関等	保健センター、病院、NPO団体、介護保険事業所、障がい者自立支援事業所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター*、薬剤師会、労働関係機関等
	企業	加古川市内に所在する企業、市役所（人事課）
調査期間	平成30年7月12日（木）～7月27日（金）	
調査方法	市役所内連絡便・手渡し・郵送による配布・回収	

調査対象	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
行政機関・教育機関等	500件	410件	410件	82.0%
医療・福祉・労働機関等	300件	150件	150件	50.0%
企業	200件	91件	91件	45.5%

### (3) パブリックコメント\*の実施

本計画の素案に対して、広く市民から意見を募るため、パブリックコメントを実施し、計画に反映しました。実施概要は以下のとおりです。

実施時期	平成30年11月21日(水)～12月20日(木)
閲覧場所	市ホームページ及び市内29箇所(市役所案内、健康課、各市民センター・各公民館、東加古川市民総合サービスプラザ、ウェルネスパーク、青少年女性センター、加古川総合福祉会館、人権文化センター、中央図書館、加古川図書館、海洋文化センター図書室、加古川中央市民病院、ウェルネージかこがわ、勤労会館)
資料内容	「“生きる”を支えるまち かこがわ ー加古川市自殺対策計画ー(案)」
応募者数	7名
意見件数	89件 《内訳》 ・取組に関すること 28件 ・文章表現・構成に関すること 16件 ・データ分析に関すること 13件 ・アンケート調査に関すること 10件 ・推進体制に関すること 7件 ・評価に関すること 3件 ・概要に関すること 1件 ・その他 11件